



## 精神作用物質使用障害の概念

齋藤 利和 (北海道公立大学法人札幌医科大学医学部神経精神医学講座)

精神作用物質とは摂取すると酩酊などの快反応が得られるために連用、乱用されやすく、ついには依存状態を呈する薬物をいう。精神作用物質による障害は急性中毒(乱用)、依存と後遺障害(中毒)に分かれる。精神作用物質を摂取すると脳を含めた各種臓器の機能障害が生じる。これが急性中毒であり、多くの場合快感を伴うため連用されやすく身体的、社会的障害や苦痛を引き起こす不適切で社会的な行動障害を伴う使用様式である乱用に陥りやすい。乱用は物質使用障害の歴史の中で大きな地位を占めてきた。しかし、ICD-10では乱用という概念はみられず「有害な使用」という用語が使われている。依存症候群とは「かつては高い価値を有していたその他の行動よりも、薬物の使用がより高い優先度を持つようになる身体、行動および認知障害の一群」をいう。精神依存、身体依存、耐性からなっているが、依存概念の中心は精神依存であり、離脱がない依存症候群も存在する。精神依存の中心症状は、薬物(物

質)を使用したいという、しばしば非常に強く、時に抵抗できない願望(渴望)である。また、精神作用物質使用による「障害」でなければ、依存症候群とはいえないことも留意が必要である。依存形成は最初の精神作用物質使用から始まるものであり、「依存」と「依存症」の区別も重要である。さて、依存の基盤の上に薬物を中断した直後の離脱症状とは異なり、比較的長期に神経・精神症状が持続することがあり、後遺障害と位置づけられる。ICD-10の診断基準でも「認知、感情、人格、あるいは行動などの面で、物質による変化が、その物質が直接影響していると合理的に想定される期間をこえて持続している障害」を「残遺性障害および遅発性精神病性障害」としてまとめている。この概念にはフラッシュバック、人格あるいは行動の障害、残遺的感情障害、痴呆、他の持続性認知障害、遅発性精神病性障害が含まれる。なお、本発表は倫理的配慮がなされている。

(この論文は抄録集より転載しました)

---

第105回日本精神神経学会総会=会期：2009年8月21～23日、会場：神戸国際会議場・神戸商工会議所・クオリティ  
ーホテル神戸・ポートピアホテル

総会基本テーマ：わが国精神医学のめざす地平、坂の上の雲

シンポジウム 精神作用物質使用障害の今日的状況 座長：齋藤 利和(北海道公立大学法人札幌医科大学医学部神経  
精神医学講座)、和田 清(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部)